

岩手県告示第438号

平成22年4月12日付け官報第5291号登載保安林（平成22年農林水産省告示第594号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成22年4月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林に係る通知の要旨

（1）保安林の所在場所 一関市巖美町字下真坂25の2

（2）所在が不明である通知の相手方 渡部千恵美

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所